

議案第7号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月16日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中 嶋 武 嗣

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「100分の7.18」を「100分の8.12」に改める。

第8条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「38,645円」を「41,704円」に改める。

第9条中「500,000円」を「550,000円」に改める。

附則第12条の見出し中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、同条中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に改め、「若しくは附則第16条」を「、附則第16条、附則第17条若しくは附則第18条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第17条 平成24年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第18条 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同条中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。